

議員提出議案第2号

富山県議会委員会条例一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提案理由を付け提出します。

令和6年3月22日

富山県議会議長 山本 徹 殿

提出者 富山県議会議員

渡 辺 守 人

川 島 国

火 爪 弘 子

武 田 慎 一

永 森 直 人

岡 崎 信 也

藤 井 大 輔

瀬 川 侑 希

澤 崎 豊

庄 司 昌 弘

佐 藤 則 寿

富山県議会委員会条例の一部を改正する条例

富山県議会委員会条例（昭和31年富山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項及び第2項の委員に係る規定は、委員でない議員であつて、富山県議会会議規則（昭和32年富山県議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第67条又は第90条第1項の規定により委員会において発言する議員に準用する。

第20条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、議長が定めるところにより、電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第24条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第24条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

委員会における手続きについて、オンライン化に対応した規定整備を行うもの。